

# 本願寺史料研究所報

5 1 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇一六年七月一日

## 書評 『増補改訂本願寺史第二巻』

小林 准士

### 一 旧版との比較

一九六八年三月に刊行された『本願寺史第二巻』の増補改訂版が、二〇一五年三月、四七年ぶりに刊行された。『本願寺史料研究所報』二九号で当時の本願寺史料研究所の所長であった千葉乗隆氏は、「新たな『本願寺史』は、その後の調査・研究の成果をとりいれた「真宗教団の本山本願寺」という広い視野、しかもそれは本願寺が日本の社会で孤立して存在するのではなく、各時代の社会と関連を保ちながら歩んできたということをも配慮した内容であることを願っている」と述べている。この千

葉氏の期待が踏まえられているとすれば、増補改訂版は、日本の近世社会において本願寺が占めた位置に十分注意を払った、単なる寺院史ではない、教団社会史的内容がめざされていたと言えよう。したがって、このような目標がどの程度達成されたか、本書評ではできるだけ検証していきたい。

まず、旧版との異同について見るために作成した表を参照していただきたい(後掲)。この表は、増補改訂版の章・節と旧版の章・節を対照できるように並べたものである。これにより、増補改訂版においては、第五章一〇・一一節、第七章一・四く六節、第八章が新たに加えられたことが分かる。真宗の異安心、薩摩藩などにおける真宗の禁制、宗主の生活と通過儀礼、「穢寺」と呼ばれた被差別民の師匠寺と身分差別の問題、末寺や門徒の実態に関する具体的事例などが、これらの章・節では述べられており、まさに教団史を意識した内容となってい

る。他方、旧版の第三章七節「宗名の論争」は節としてはなくなり、第一章六節「法如宗主とその時代」で述べられているものの、叙述は圧縮されている。また、同じく旧版の第五章二節「歴代宗主の消息」は、増補改訂版では叙述されていない。

【表】『増補改訂本願寺史第二巻』と旧版との章節構成対照表

| 増補改訂版       |                | 旧版               |                |
|-------------|----------------|------------------|----------------|
| 1 近世本願寺のあゆみ | 1 江戸時代の伝燈      | 1 本願寺の兩派分立       | 1 1 東西本願寺の分立   |
| 2 准如宗主とその時代 | 1 2 准如・良如宗主    | 3 良如宗主とその時代      | 1 2 准如・良如宗主    |
| 4 寂如宗主とその時代 | 1 3 寂如・住如・湛如宗主 | 5 住如宗主・湛如宗主とその時代 | 1 3 寂如・住如・湛如宗主 |
| 6 法如宗主とその時代 | 1 4 法如・文如宗主    | 7 文如宗主とその時代      | 1 4 法如・文如宗主    |
| 8 本如宗主とその時代 | 1 5 本如・広如宗主    | 9 広如宗主とその時代      | 1 5 本如・広如宗主    |
| 2 近世本願寺の組織  | 3 6 坊官家司       | 1 門跡・院家・坊官       | 3 6 坊官家司       |
| 3 別院        | 6 大谷本廟と諸国別院    | 3 別院             | 6 3 別院・御抱寺の設置  |
| 4 講         | 6 5 築地別院と津村別院  | 6 5 四箇別院と各地主要別院  | 6 5 築地別院と津村別院  |
| 3 近世本願寺の制度  | 5 4 講の組成       | 3 制度の整備          | 5 4 講の組成       |
| 1 寺院規則      | 3 1 寺院法規の整備    | 2 僧階次序           | 3 1 寺院法規の整備    |
| 2 僧階次序      | 3 5 僧階次序       | 3 本末組織の確立        | 3 5 僧階次序       |
| 3 本末制度      | 2 本末組織の確立      |                  | 2 本末組織の確立      |

|                |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 4 觸頭制度         | 3 3 帰参改派と本末争論  | 5 5 宗名の論争      | 3 3 帰参改派と本末争論  |
| 5 帰参改派と本末争論    | 3 7 宗名の論争      | 5 1 本尊聖教の免許    | 5 1 本尊聖教の免許    |
| 6 免物           | 5 2 歴代宗主の消息    | 5 3 免許冥加金と諸礼金  | 5 2 歴代宗主の消息    |
| 7 財政と天保の改革     | 8 3 天保改革と三季冥加  | 7 1 真宗法式の成立    | 8 3 天保改革と三季冥加  |
| 4 近世本願寺の法式と法要  | 7 1 真宗法式の成立    | 7 2 法式の改制      | 7 1 真宗法式の成立    |
| 1 法式と法要        | 7 2 法式の改制      | 7 4 法衣の変遷      | 7 2 法式の改制      |
| 2 大遠忌          | 7 4 法衣の変遷      | 8 3 宗祖六百大遠忌    | 7 4 法衣の変遷      |
| 5 近世本願寺の法義     | 8 4 宗祖六百大遠忌    | 4 1 宗学研究の源流    | 8 4 宗祖六百大遠忌    |
| 1 宗学の展開        | 4 1 宗学研究の源流    | 4 2 学寮の創建      | 4 1 宗学研究の源流    |
| 2 学寮の創建        | 4 2 学寮の創建      | 4 3 承応の闢牆      | 4 2 学寮の創建      |
| 3 承応の法論        | 4 3 承応の闢牆      | 4 4 学林の復興      | 4 3 承応の闢牆      |
| 4 学林の復興        | 4 4 学林の復興      | 4 5 明和法論       | 4 4 学林の復興      |
| 5 明和の法論        | 4 5 明和法論       | 4 6 三業惑乱       | 4 5 明和法論       |
| 6 三業惑乱         | 4 6 三業惑乱       | 4 7 学林の整備      | 4 6 三業惑乱       |
| 7 学林の整備        | 4 7 学林の整備      | 4 8 聖教の開版      | 4 7 学林の整備      |
| 8 聖教の開版        | 4 8 聖教の開版      | 4 9 宗主の蔵書と写字台  | 4 8 聖教の開版      |
| 9 写字台文庫        | 4 9 宗主の蔵書と写字台  | 8 2 教学の領導と伝道   | 4 9 宗主の蔵書と写字台  |
| 10 秘事法門        | 8 2 教学の領導と伝道   | 8 5 北海道開教      | 8 2 教学の領導と伝道   |
| 11 真宗の禁制       | 8 5 北海道開教      | 2 堂舎の營構        | 8 5 北海道開教      |
| 6 近世本願寺の伽藍と寺内町 | 2 堂舎の營構        | 2 1 慶長の地震と復興   | 2 堂舎の營構        |
| 1 元和の火災と再興     | 2 1 慶長の地震と復興   | 2 1 元和の火災と諸堂建立 | 2 1 慶長の地震と復興   |
| 2 両堂の再建        | 2 1 元和の火災と諸堂建立 | 3 御影堂の再建       | 2 1 元和の火災と諸堂建立 |

|   |             |   |   |       |          |
|---|-------------|---|---|-------|----------|
| 3 | 近世中期から後期の差別 | 6 | 2 | 本廟の整備 | 阿弥陀堂の再建  |
| 4 | 通過儀礼と日常生活   | 7 | 4 | 6     | 黒書院の建立   |
| 5 | 末寺の諸相       | 8 | 5 | 1     | 経蔵の創建    |
| 6 | 門徒の諸相       | 1 | 7 | 8     | 飛雲閣と滴翠園  |
| 7 | 近世本願寺の生活と文化 | 1 | 8 | 3     | その他の諸堂   |
| 8 | 近世の差別と本願寺   | 1 | 8 | 6     | 寺内町の構成   |
| 1 | 被差別寺院の成立    | 8 | 1 | 6     | 寺内町の構成   |
| 2 | 差別の制度化      | 1 | 1 | 6     | 本廟の五条坂移転 |
| 3 | 芸能と文化       | 7 | 6 | 2     | 本廟の整備    |
| 4 | 通過儀礼と日常生活   | 7 | 6 | 2     | 幕末の教団規制  |
| 5 | 末寺の諸相       | 8 | 1 | 8     | 年中行事と諸礼式 |
| 6 | 門徒の諸相       | 1 | 8 | 6     | 能楽と茶湯    |
| 7 | 近世本願寺の生活と文化 | 1 | 8 | 6     | 幕末の教団規制  |
| 8 | 近世の差別と本願寺   | 1 | 8 | 6     | 幕末の教団規制  |

それから、章・節の構成が大幅に入れ替わっている箇所もある。たとえば、旧版では第六章「大谷本廟と諸国別院」で取り扱われていた別院や、第五章「教化と免物」にあった四節「講の組成」は、増補改訂版では第二章「近世本願寺の組織」に移されている。また、旧版第六章一・二節の大谷本廟や同第三章八節の寺内町については、同じく第六章「近世本願寺の伽藍と寺内町」に移された。編集方針策定時に、別院や講は本山である本願寺の組織編成の問題として扱う方が良いと判断されたのであろう。

尤も評者としては、旧版にあった歴代宗主の消息に関する叙述が無くなったのは残念であった。旧版では、宗主消息の分類とともに内容の时期的変化についても述べられており、それが近世を通じて本願寺教団が直面した課題をよく表していると考えられるからである。また、消息は講に宛てられることが多く、その運営と深く関わるとともに、三業惑乱等の異安心事件に際して重要な役割を果たした使僧の派遣の問題とも関わっている。宗主の代理として派遣された使僧については、旧版では断片的にしか触れられておらず、どのように選任されるのかなど、本山史料に基づいた説明が期待されたが、けっきょく増補改訂版でも触れられなかった。講については、いちおう第二章四節で取り扱われているものの、旧版と比べても概略的にしか述べられておらず、また旧版第八章一節で叙述されている、講や寺院組合単位に置かれた法中目付・隠密についても、増補改訂版では叙述がなかった。しかし、使僧が、講や寺院組合を巡回し、宗主消息を読み、併せて教化を行ったことは、本山による教団運営においてかなり重要な意味を持っていたのではないか。近年の研究で講や寺院組合に注目が集まっていることを踏まえ、今後改めて宗主消息の作成や使僧派遣の仕組みについて、研究を進める必要がある。

それから、旧版との異同で気になったのは、承応の法論（旧版では「承応の鬮牆」）の叙述で、月感が出雲国玉造への逼塞を命じられた際に、「松平勝隆」に預けら

れたとしている点である(三〇五頁)。旧版では「松平出雲守」(三一四頁)とあるが、これは松平出羽守(直政)が正しい。おそらく同法論の審議にも関わった寺社奉行松平出雲守勝隆と混同した誤りなのだが、増補改訂版では出雲守を勝隆と言い換え、さらに誤りを重ねてしまったことは残念である。単純な間違いではあるが指摘しておきたい。<sup>③</sup>

## 二 本末関係と寺檀関係

さきほど述べたように、今回の増補部分には「末寺の諸相」「門徒の諸相」や「穢寺」の問題など、教団史として重要な末寺・門徒の具体的事例について触れた箇所がある。ここでは特に、本末関係と寺檀関係に関する叙述を取り上げてみたい。

まず、本末関係について興味深かったのは、第八章一節で被差別寺院の成立事情に関して述べた部分で、一般寺院や道場の存在形態に触れた箇所である。掲出された「河内末寺帳」(六四一頁)からは、(一)幕府は寺号を把握していないが、個別領主や本山は寺号を認めている事例、(二)幕府・個別領主とも寺号を把握していないが、教団内では寺号が免許されている事例、(三)個別領主は庵号等を把握しているが、本山には無届けの事例など、寺号等の認証形態についてはいくつかの類型があったことが分かる。しかし、この点については、大桑齊

氏<sup>④</sup>や澤博勝氏<sup>⑤</sup>などの研究があるにもかかわらず、研究成果として踏まえていないためか、本巻では十分な説明がなく、また、他の章・節と関連づけられていないように見受けられた。というのも、寺院や道場の種々の存在形態について体系的に説明してからでないかと、第三章三節「本末制度」や、第七章五節「末寺の諸相」の項目「寺院数の増加」の叙述は正確に理解しにくいと考えるからである。また、中世末から近世にかけての寺院の成立過程や本末関係の形態、道場の存在数については、著しい地域差のあることが知られている。<sup>⑥</sup>本巻では、第八章の被差別寺院の成立に即してしか、まとまった説明がなく、結果的に畿内近国の事例しか知り得ないのは残念な点である。

次に寺檀関係についてであるが、この点に関する叙述には章・節間で重複のある点がまず気になった。第七章五節「末寺の諸相」には、「寺檀制度」という項目が二回登場し(五七四頁、五八五頁)、「檀家制度」という項目もある(五八八頁)。そして同章六節「門徒の諸相」にも、「檀家制度」という項目があり(六〇〇頁)、その後も寺檀関係に関する叙述が続く。また、使用されている用語も、寺檀制度、寺請・寺檀制度、檀家制度と区々である。

そもそも寺檀関係は、本末関係と並び、近世の教団の基礎となっていたことを考えると、第七章で五月雨式に説明するのではなく、第二章「近世本願寺の組織」か、

第三章「近世本願寺の制度」のいずれかにおいて節として立て、体系的に叙述したほうがよかつたのではないだろうか。

さらに言えば、寺檀関係に関する理解も、檀那寺による檀徒の身分保証について述べた箇所(五九七頁)などを除けば、旧版を基本的には踏襲した内容となっている点は否めない。たとえば、第七章六節の「一家一宗」の項では、千葉乗隆氏の研究を引いて「幕府は天明八年(一七八八)、一家一宗とする命を発した」としたり、「享保七年(一七二二)と同十四年には離檀禁止に関する命を出した」としたりしている。しかし、千葉氏による天明八年令への言及は、豊田武氏の『改訂日本宗教制度史の研究』<sup>7)</sup>を踏まえたものであると想定されるが、これは天明三年に石見国幕領限定で通達されたものであることが、朴澤直秀氏によってすでに明らかにされている。また、朴澤氏によれば、享保年間の離檀禁止令なる幕令も存在せず、幕府は一律に離檀の禁止や一家内の寺檀関係を一宗一寺に限定したことは、近世を通じてなかったのである。<sup>8)</sup>したがって、本巻では「一家二檀那寺」が「檀家制を乱す原因であった」(六〇一頁)とされているが、「檀家制」なる概念を設定すること自体、もはや難しいと言えよう。もちろん、実態としては一家一寺の状態が多数を占め、離檀にあたっては寛文五年の諸宗寺院法度で定められた檀那寺選択の自由が無条件で認められたわけではないが、一家一寺は制度として定められた

わけではなく、離檀を限定する諸原則も紛争裁定にあつたの指針に過ぎなかつたのである。

さて、ややこの点にこだわるのは、本巻の叙述に「寺檀関係は」信仰を媒介としないもの、「門徒組織から檀家制度への移行」(五八八頁)、「前代における念仏による結合から、「家」単位、葬儀・年回を執行する関係へと比重が移行」(六〇〇頁)などと、中近世の歴史的転換の理解に関わる記述が散見される一方、「地方有力者の寺から庶民の寺へ」(五八八頁)などという図式が示されたり、門徒と寺院の結びつきを強調したりする箇所(五九八頁)も見られ、歴史叙述全体の整合的な理解が難しいからである。

しかし、葬祭・年回を伴う寺檀関係と、信仰を伴う寺院と門徒との関係は併存可能であり、むしろ前者を前提として、近世後期における、諸講の簇生や、小寄りやゴザと呼ばれる門信徒寄り合いの場における教化の盛行、三業惑乱に見られるような一般門徒レベルにおける教義・信仰理解の問題化があつたと見るべきではないであろうか。

教団史という観点から見ても物足りない点に関しての指摘が続いてしまうが、僧侶による教化や門徒の信仰の具相についての叙述が本書になかつたことは、右に述べた問題点と関わつていよう。特に寺院・道場や在家における法談・法話等に関するまとまつた叙述があれば、寺檀関係、寺院組合や寺院・門徒を含む諸講の運営や活動

本山学林の存在などの諸事項が関係づけられ、本書の各章節で述べられている事柄が相互連関的に理解できるようになったと思われる。この点は先述した宗主消息の付や使僧派遣とも関わる問題でもある。

さらに付け加えて言えば、第三章六節「免物」、同七節「天保の改革」、第四章二節「大遠忌」、第五章全体、これらの章節で叙述された免物下付の増加と本山財政の下支え、大遠忌や諸堂舎の整備、教義をめぐる論争や異安心事件の続発、これらは相互に関連した事象であり、第二章四節「講」や、第七章、第八章で叙述された本末関係、寺檀関係が基盤となっていた出来事であったはずである。また、宗主Ⅱ善知識に対する信仰、將軍代替わり誓詞の提出など、幕藩領主との関係にまつわる問題や、他宗派との関係などについても、本書では十分に展開されていない。

このように多くの課題が残されたものの、本書では豊富な本山史料に基づき、寺務、法式・法要、教務に関して多面的な叙述がなされている。それら諸側面を相互連関的に捉えつつ、本書では触れられなかった事柄についても検討していけば、今後の研究はさらに発展していくことになるであろう。そのことを可能とするためにも教団内外のできるだけ多くの人々に本書が読まれることを期待してやまない。

## 〈注〉

(1) 二〇〇六年七月発行。

(2) 上野大輔「近世仏教教団の領域的編成と対幕藩交渉」『日本史研究』六四二号、二〇一六年。

(3) ちなみに『龍谷大学三百年史』（龍谷大学出版部、一九三九年）では正しい叙述となっている。

(4) 「幕藩制国家の仏教統制—新寺禁止令をめぐる—」（室文雄・大桑斉編『近世仏教の諸問題』雄山閣、一九七九年）。

(5) 「真宗地帯村落部における社会と宗教」（澤博勝『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇〇年）。

(6) 前掲澤論文や児玉識「近世的真宗寺院の形成過程」（同『近世真宗の展開過程—西日本を中心として—』（吉川弘文館、一九七六年）を参照。

(7) 改訂版は、第一書房、一九七三年刊。初版は一九三八年刊。

(8) 「幕藩権力と寺檀関係」（朴澤『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇一年）、「離檀に関する裁許の流布」（同『近世仏教の制度と情報』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇五年）。

（こばやし・じゅんじ 島根大学法文学部教授）

【宣伝】「増補改訂」の『本願寺史』は、第一巻が二〇一〇年三月に、第二巻が二〇一五年三月に本願寺出版社より刊行されました。いずれも定価五千円。一般の書店でも入手できます。現在、第三巻の準備が進んでいます。今しばらくお待ちください。

『真の余白に』「近世の本願寺、その日その日」(編集子)埋め草が出しゃばります。編集後記にも記しましたが、次号から編集子は、本誌の編集についてはサポートの立場に廻ります。本号が最後の「我が俣」編集です。頁数も欲張りしました。

小林氏の学術的な書評原稿のあとでは、いささか気恥ずかしくもあるのですが、臆せず「埋め草」を綴ります。

【近世の本願寺史家としての慶証寺玄智】近世の慶証寺玄智といえ、堂達衆として「浄土真宗」の宗名公認で活躍したことでなく、現代における近世の本願寺史研究における基礎史料として重要な位置を占める「大谷本願寺通紀」「考信録」「祖門旧事記」などの著者として忘れることのできない存在です。「増補改訂」以前の旧『本願寺史』(第二巻・近世、一九六八年)の章構成をみれば、二百数十年ほど前に成立した玄智の「大谷本願寺通紀」の影響を微かに見て取ることができます。さらに現行の『本願寺年表』(一九八一年)に採録された事項の出典に「大谷本願寺通紀」がどれくらい史料的根拠とされているかをみれば、その歴史史料としての重要度が判ります。そのような玄智の真宗史学者・本願寺史学者・宗学者としての側面は、古くは鷲尾教導師、宮崎圓遵先生の研究、そして『真宗史料集成』(第八巻「寺誌・遺跡」、同朋舎、一九八三年)に収録された「大谷本願寺通紀」の解題(本願寺史料研究所の前身の千葉乗隆先生の執筆)で詳細に記述されています。

ここで目指しているのは、諸先学の研究への補足ではありません。玄智その人や業績に関して、近世末期の本願寺内ではどのような評価が存在していたのかについての記事を紹介することです。

留役所「諸日記」文久二年(一八六二)六月十二日条に次のような記事があります。

一過日大奥御書物方より新々御所様、通記・考信録・祖門旧事記御覽被為在候ニ付、長御殿ニ有之候ハ、差上可申旨御沙汰之由、依而昨日右三部之書者、昔時慶証寺玄智之所著<sup>(マコ)</sup>ニ而、先者御室之事大凡書載有之候、乍然中ニハ事実相違之儀も有之候様正辰者見受候、右者全玄智堂達之儀□而、殿中之事不案内方之儀与被存候ニ付、右誤謬之処正辰書加申度存居候へ共、未得其寸暇ニ付、其俣ニ相成有之候、尤右書物ハ秘書ニ而、御家中之者逆も拜見為致候訳者無之、勿論裏方之手ニ入候ハ、急度御差支之廉も有之□、流布可致書類ニ無之、猶右等之訳合ニ□、信入院様御代御取上ニも相成候次第も有之、且者一時二三部之書御覽可被為在次第も無之、旁四五冊ツ、差上、猶其趣意新々御所様江御心得ニ可申上、内蔵助へ申入候処、今朝同人を以右言上之旨尤ニ候間、大奥江四五冊位差上可申、右前文之趣意ハ大御所様より御附属可被為在との御事ニ候間、五冊計差上候様、

内蔵助を以御沙汰ニ付、本願寺通記其始五冊差上、  
猶其旨藤馬江記置候様申達

「大谷本願寺通記」「考信録」「祖門旧事記」の三部の  
閲覧を希望した新々御所とは、のちの明如宗主です。

「大谷本願寺通記」が全部で十五巻、「考信録」が六巻、  
「祖門旧事記」が五巻で、総計二十六巻と、かなりの冊  
数になりますが、大奥を通じて新々御所が閲覧を申し入  
れたとなれば、長御殿の家司・寺侍としては拒否など考  
えられなかったと思うのですが、ことは単純には運びま  
せんでした。紆余曲折の末に、家司の村井内蔵助忠臣が、  
新々御所にも玄智の著作をめぐる諸種の事情を説明し、  
その了解の下に差し出されたのは、「大谷本願寺通記」  
の最初の五巻だけでした。紹介した記事にある「右前文  
之趣意ハ大御所様より御附属可被為在との御事ニ候間」  
という文言の意味がいまひとつよく判らないのですが、  
この決定には大御所こと広如宗主の了承も取られていた  
ように読めます。

そもそも、家司の島田陸奥守正辰(まことしん)にとって、慶証寺玄  
智の「大谷本願寺通記」「考信録」「祖門旧事記」は、  
「御室」(本願寺の宗主家の内部のこと)について大体  
のことは書かれているが、「事実相違」もみられる書物  
でした。島田正辰にしてみれば、堂達衆(だうたしゆ)(「仮称」)御堂  
日次之記」よれば、正徳二年十二月二十六日に御堂衆の  
名称が「鄙俗」であるという理由で堂達衆と改称されま

した)であった玄智には「殿中」のことが判るはずがな  
いという思いがあったようで、どのていど本気であった  
のかは疑わしいのですが、島田正辰自身が「誤謬」を正  
して書き加えたいのだが、その時間がないといえます。

前引の記事にある「信入院様御代御取上ニも相成候次  
第も有之」とは、次のような事情を指しているのではし  
ょう。玄智は、天明八年(一七八八)十一月に「大谷本願  
寺通記」の宗主伝を文如宗主(信入院)に、翌月には坊  
官の下間頼明に贈ったのですが、翌寛政元年(一七八九)  
十一月八日には、本山より宗主伝の「流行」を停止され  
ました(前記した先学の研究によります)。「(仮称)御  
堂日次之記」寛政二年(一七九〇)六月朔日条によれば  
玄智は、近江草津辺の穴村に名灸医ありとして(平凡社  
『日本歴史地名大系25滋賀県の地名』によれば、集落中  
央の安羅神社の名物がお灸でした)、十七日にお灸治療  
を受けたいという旨を願っています(往復の日数も入  
れて十日間ほどの休暇願いです)。「流行」の停止から半  
年と少しの時間が経過していますが、玄智にとっては心  
の慰安を兼ねた、お灸治療の旅だったのかもしれない。  
ところで、宗主伝の提出は、玄智の私的な行動ではな  
いと考えられます。玄智は、「(仮称)香房日次」天明四  
年(一七八四)正月二十二日条によると、近年打ち続く  
各地の御坊での輪番勤務によって殊の外疲労して気力も  
衰えている上に、先年の怪我也治っていないため御堂の  
勤務も勤めがたい。そのため保養したいとして隠居を願



い出ますが、閏正月十七日にまだ老年というほどの年齢ではないとして却下されてしまいます。ただし、病気が全快していないことについては配慮されて、御堂の御番は「勝手ニ出勤」(自由出勤でしようか)を許されます(「仮称」香房日次「同月日条」)。さらに勤務に余裕ができたことと玄智の学識が考慮されたのでしようか、「(仮称)香房日次」天明四年閏正月二十二日条によれば、法如宗主が「御家旧事之記録御撰集」を思い立ち、玄智は長御殿においてその係を仰せつけられています。

このことは玄智自身が「大谷本願寺通紀」(巻四)同年月日条に「命慶証寺玄智景耀編修本山実録」と記しています。提出された宗主伝は、その撰述の途中の経過報告でもあったと考えられます。しかし、結果は諸先学の研究にあるように、玄智にとっては非常に残念な内容でした。

さらに「御取上ニも相成」とは、宗主伝の「流行」の停止だけを意味しているのではないようです。宗主伝が「流行」を停止されてのち、「大谷本願寺通紀」「考信録」「祖門旧事記」などの著作が没収となって、長御殿に納められ、「御家中之者迎も拜見」できない「秘書」となったということの意味していると考えられます。

「御取上」について、鏡鑑省(長御殿の異称と考えています)「記事珠」寛政四年五月二十二日条には次のようにあります。

一堂達慶証寺儀、先達而る隠居被仰付、番方御附置

之処、弥御不審之趣有之、今日御殿御引取嚴敷番人附置候

慶証寺宅ニ有之候書物類不残御取上ケ

御殿にて番人を付けて厳重な監視下に置き、慶証寺にあった「書物類不残御取上ケ」というのですから、本山にとってはゆるがせにできないと認識するような行動が玄智にはあったようです。しかし、具体的にどのような行動があったのかは、ここでは記載されていません。

この頃、天明の大火で類焼した慶証寺は、家族の生活にも支障が出ていました。門徒たちは、そのような状況と旦那寺の住職が御殿で幽閉状況になっていることに対する外聞を気にしつつも、老齢で病気がちの玄智の身体を気遣って、同年八月十九日に玄智の「宿下」を連署して願ひ出ますが、本山には認められませんでした(「記事珠」同年同月日条)。さらに九月には玄智自身が弁明書の提出を許され、非常に長い弁明の「乍恐御歎申上候書」を提出します(「記事珠」同年九月十一日条)。この弁明書によれば、玄智は「去々年戌九月廿六日」、つまり寛政二年九月二十六日に町役所に呼び出され、「真宗法彙流行之儀」について尋問を受け、そのまま「他参留」(前引の記事の番人のついた「隠居」というより、実態は「閉門」に近いという印象を持っています)を仰せつけられてしまいました。弁明書の弁明ポイントは、「真宗法彙流行之儀」の他に、興正寺の学僧実相庵との関係

と安心筋の三点でした。弁明書に続いて玄智は生活の窮状を次のように訴え出ます。「記事珠」寛政四年九月二十三日条には、本山の命により「御開山聖人伝記、其外真名御聖教九部」(「真宗法彙」のことです)を慶証寺の蔵版で刊行する準備を整えた。その時に慶証寺で立替えた経費二十五両の内、十両は天明八年(一七八八)に決済され授与されたが、残り十五両はそのままになっていたので授与して欲しい。このような願いの背景には、この時に慶証寺に残った家族の生活の窮状がありました。その窮状ぶりを玄智は、「拙寺類焼以来難渋、殊二三ケ年来之籠居、旁甚困窮仕、法衣・書籍・板木・家具之類迄売却」(同前)と訴えています。しかし、「記事珠」の記載を探索してみても実際に慶証寺になんらかの金銭が授与されたことが確認できるのは、年を越えた寛政五年五月二日でした。「記事珠」寛政五年五月二日条に、次のようにあります。

一 四月十五日、慶証寺宿与難渋申立、拝借願二付、  
金五両拝借被仰付、町役図書江相渡

「慶証寺宿与」とありますので、この時には「宿下」が許されていたようにも理解できるのですが、直ぐ後に書くように、「宿下」はまだ許されていませんでした。四月十五日の願いが五月二日に、しかも「真宗法彙」の経費の残金ではなく、「拝借」金という性格の金銭であ

る点に、編集子は本山の玄智に対するある種の「普通ではない意志」を感じてしまっています。

門徒たちは、これ以前の寛政五年二月十六日にも町役所に対し、玄智の「宿下」を願い出しましたが、これも認められませんでした。結局、玄智が「宿下」を許されたのは死の二十日ほど前でした。「記事珠」寛政六年九月十二日条には次のようにあります。

一 慶証寺儀、御吟味之筋有之、御領内永安館二御差留被成置候処、此度病氣二付御慈悲之御沙汰を以、病中宿下ケ被仰付候旨、御書附を以乗念寺申渡ス  
尤被招呼可被仰渡候へ共病中老人と申、旁御慈悲を以乗念寺被差向候旨□申聞□難有次第奉存候御請書差上候

少し気になるのは「宿下」の実態です。この時、玄智の容体はかなり危機的な状況を迎えていたようで、九月二十日には坊守一人では介抱できないので、親類か門徒を介抱人としたとの願いが提出されますが、本山の対応は医師の容体書を求めます(「記事珠」同月日条)。看護人を付けるにも許可が必要であったということは、「宿下」によって自坊に戻れたとしても、自由放免されたわけではありませんでした。「宿下」の上に付された「病中」も気になります。病気が回復するまでという意味の可能性を感じます。そして、玄智は十月四日にその生涯

を閉じることになります。「記事珠」寛政六年十月四日条」の記事を提示しておきます。

一先達而病氣ニ付、宿下ケ被仰付候慶証寺義、今朝八ツ時往生之段届出ル、町役所へ届

右御咎之ものニ無之、御しらへ中之事故、葬式等寺例之通可致旨被仰渡

本山は玄智に対する処遇を、「御咎之ものニ無之」と記しているのですが、寛政二年九月二十六日の「他参留」から四年にわたる期間は、寛政四年九月の長い弁明書で「一宗古今之釈義を集而大成し、後代之龜鑑ニ相備り候著述之存念ニ而、最早式十卷出来仕、残拾巻計相成、何卒存命之内ニ成就仕度念願候処、中途ニ而廃退仕候段も残念至極奉存候」と記して、学僧としての執念を見せていた玄智にとつては、「御咎」に等しい幽閉だったのでないでしょうか。編集子は、玄智の無念さを想像してしまします。残りの十巻は完成できず、完成していた二十巻も寛政四年五月二十二日に没収されたのではないかと思われます。しかしなぜ、玄智にとって、これほどまでに厳しい処遇になったのかという点については、「真宗法彙流行之儀」に関わった興正寺の学僧実相庵との関係が、文如宗主の逆鱗に触れるものであったのではないかと考えています。

ところで、前引の留役所「諸日記」文久二年（一八六

二）六月十二日条に記された三部の内、「大谷本願寺通紀」に関しては、留役所「諸日記」安政四年（一八五七）五月十三日条に、表御用人兼儒学の教授・御蔵板掛の大

喜多左司馬より十五卷一箱の「通紀」（巻数からして「大谷本願寺通紀」で間違いのないでしょう）が留役所に納められ、同役所の秋田修理に渡したという記事がありますので、長御殿の下部の役所である留役所で保管されていたようです。また、留役所「諸日記」文久二年（一八六二）六月十二日条の「勿論裏方之手ニ入候ハ、急度御差支之廉も有之」で、「流布可致書類ニ無之」というのは、玄智の著作の基底に流れる西本願寺中心史観に関する対外的な配慮というよりも、東本願寺に西本願寺批判のネタを提供することになるのではという心配が大きかったのではないかと考えています。

文化八年（一八一〇）閏二月十一日には、慶証寺は玄智の功績と板木の上納により三部経を下されます（この時、慶証寺玄智の跡を継いでいたのは第八代玄真です）。長御殿「諸事被仰出申渡留」には、

閏二月十一日条

堂達

一 三部経 慶証寺江

三部経

右者先住玄智骨折候義、且此度板木差上候志共、神妙被思召候、依而左之通永代被下置候者也

とあります。玄智の業績に対する本山内での評価が、文如宗主も寛政十一年（一七九九）六月十四日には没しており、一部では回復してきていたのでしょうか。しかし、「大谷本願寺通紀」「考信録」「祖門旧事記」の三部が、「秘書」であることに変わりはありません。ただし、この三部は、学僧としての玄智の名声とともに、宗主や坊官・家司・寺侍の周辺ではその存在が知られた著作であったのだらうと思います。だからこそ新々御所であった明如宗主も興味を持ったのでしょうか。長御殿から届けられた「大谷本願寺通紀」の最初の五巻を読んで、明如宗主はどのような感想を持ったのでしょうか。五巻を読んだ後は、六巻目以降も続けて読んだのでしょうか。残念ながら記事が見当たりません。

しかし、明治に入って興味深い記事があります。最後にその記事を紹介しておきます。留役所「諸日記」明治二年八月十九日によれば、綱所（別の記録には南御殿御次詰ともあり）の田中寛十郎と黒書院詰の御茶道の岩城韶清が「大谷本願寺通紀」「考信録」「祖門旧事記」の三部の書写を命じられています。その際、同「諸日記」には「右者殿中ニ而可相認、御書籍者留役所方日々紙相添相渡事、退出之節御書籍・写并留役所へ返納可致旨、申聞置」とあり、筆写場所の限定や退出時の返却の指示など、三部が明治に入っても非常に厳重に扱われています。ということは、この三部は広く流通させるべき書物ではなく、まだまだ「秘書」のままであったということでしょう。

よう。同「諸日記」には、筆写を命じた主体が記されていませんが、この二年後に宗主を継職する後の明如宗主ではなかったかと想像しています。

【近世の本山と末寺の「山号」をめぐる】本山の本願寺や真宗寺院における山号について、以前より気になっていた点を記して、読者のご教示に与りたいと思います。項目題に「本山」と記しましたが、この表現の裏にも「山号」についての何かが隠れていそうな気がしています。編集子の印象に過ぎませんが、近世前期では本山の意味で、本寺という表現が使われていたように思います。ここで問題にしてみたいのは、真宗における「山号」とは何か」というような本質的な問題ではありません。近世の本願寺教団において山号がどのように存在してきたのか、あるいは存在してこなかったのかというような、大袈裟に言えば山号に関する現象的な側面です。

最初は、本山の山号についてです。近世の初期から、本願寺教団のなかでは、本山本願寺にはなぜ山号がないのかを疑問視する声がありました。それに関してもっとも知られているであろう記述が、寛文九年（一六六九）四月に西光寺祐俊によって執筆・編集された「法流故実条々秘録（二）」（本願寺史料研究所の写真版によります）のなかの記述でしょう。

一 当御本寺山号之事、古来種々沙汰有之事也、王城九重ノ内ノ寺々ニ山号ハ諸宗ニ無之事也、五山之

中、万寿寺モ九重之内ナルニヨテ山号無之、然ハ今ノ六条御本寺ニハ山号之儀不可有也、昔山科ニ御座候時ハ、松林山ト申タルト申伝候、又古系図之内題ニ龍谷山本願寺トアリ

西光寺祐俊が、山科期の本願寺について「松林山ト申タルト申伝候」と記すのは、願得寺実悟が天文十年（一五四一）七月十五日に撰述を終えた「日野一流系図」の記載を踏まえているのでしよう。「日野一流系図」の蓮如宗主「兼寿」の注記に、「山城国山科松林山開基」とあります。一方、西光寺祐俊が、内題に「龍谷山本願寺」とあると記す古系図は現状では確認できていないので、西光寺祐俊の時代からどれほど時間を遡る古系図なのか不明です（本願寺史料研究所が二〇一四年までに実施した本願寺蔵の調査の範囲では、これに相当する古系図は確認されていません。現存していない可能性も十分にあります）。しかし、少なくとも西光寺祐俊自身は、本山本願寺には山号がないことを当然視していましたが、教団内には古来より「種々沙汰」が存在し、そのような状況に対してこの記事が書かれたのでしよう。この記事の下には興味深い内容の付箋があり、そのなかに「種々沙汰」の一つが記述されています。これも提示しておきましょう。

一寛文九年酉四月朔日、御所ヨリ御用之由申来参候、

御当家山号之事御尋被成候、大谷御本廟之時ハ龍谷山本願寺、山科御本寺之時ハ松林山ト古記録ニハ御座候、乍去御代々御筆ナトニ山号被遊事ハ無御座候、帝闕九重之内ニテハ諸宗共ニ山号ハ無之事ニ候、加之東大寺・興福寺等々七大寺・十大寺ニモ山号ハ不承及候、上古ヨリノ靈寺モ山号無之、御数多御座候存候ト申候キ、唯今御尋候ハ、東山大谷ニ山号御付可然候由、申衆在之付御相談也

本願寺に山号がないことについて、本願寺教団における故実家であった西光寺祐俊に質問を發した「御所」とは、寂如宗主です。本願寺の宗主自身が、本願寺に山号がないことに疑問を感じていたということ。寂如宗主の疑問の発端は、東山大谷（大谷本廟）に山号を付けるべきであるという意見が多く存在していたことでした。本山本願寺の山号については、西光寺祐俊の答は、本文も付箋も基本的に同じです。本山の本願寺には、山号はないし、必要性もないです。しかし、微妙なニュアンスがふくまれているようにも感じられます。寂如宗主の質問が、東山大谷の山号を付すことに関連していたわけですから、回答の論理の筋道としては、本山にも山号がないのだから、まして東山大谷に山号を付すことは如何なものか、となりそうなものですが、西光寺祐俊は本山の山号についてしか記していません。西光寺祐俊は、「大谷御本廟之時ハ龍谷山本願寺」と書いてもいるわけでは

から、読みようによっては、大谷本廟に山号を付けることを否定はしていないとも読めるように思えます。さらに、寂如宗主の質問の発端となった東山大谷の山号は付け足しの疑問で、そもそもは寂如宗主の疑問は、本山の山号に焦点があつたとも読み込めるのではないかと感じます。

大谷本廟の「龍谷山」という山号について、有名な記述は慶証寺玄智の「大谷本願寺通紀」の元禄十五年（一七〇二）条にある「九月二十六日、懸龍谷山額於大谷仏殿、宗主親書之」という記述でしょうか。玄智の記述に間違いがないことは、「富島旧記」のうちの「天和二年己降日記」（本願寺史料研究所の写真版）の元禄十五年条に「九月廿六日、大谷御堂龍谷山ノ額始テ掛ケル」とあることよって確認できます。誤解のないように注記しておきますが、元禄十五年九月二十六日に寂如宗主によつて大谷本廟の山号が決定されたということではありません。寂如宗主が書いた額字によつて額が作成され掲げられたということです。大谷本廟は、これ以前より「龍谷山」と呼称されています。

大谷本廟の「龍谷山」という山号が、どこまで時期を遡るか探索中なので確実なことはいえないのですが、編集子が本願寺の日記で確認できている最初は、編集子が「御堂日次之記」と仮称している日記の「天和三辛亥年日次之記、自七月至九月」（以下、同「日次之記」と略記し、それにプラスして年月日条を示すにとどめ、

一冊ごとの表紙の記述は示しません）天和三年（一六八三）七月二十五日条の「大坂御講衆之内五人罷上り、今度龍谷山永代常燈明寄進之儀望上之処被成御免」という記述です。編集子にはこれが初見史料だとする自信はありませんし、大谷本廟を表記するのにこれ以降、常に「龍谷山」と記されるようになったわけではありません。「日次之記」元禄三年正月七日条には「同刻（未刻）、龍谷山御廟参、御輿脇、綱所四人（以下略）」とあるのですが、十日後の「日次之記」元禄三年正月十七日条には「西刻前、大谷江御廟参、御供下間大進」とあります。しかし、同「日次之記」元禄三年九月十七日条の「一酉刻、龍谷山江御成、御供下間大進・綱所衆四人（略）」の記述以降は、「大谷」の表記よりも「龍谷山」と表記される比率が非常に高くなります。そのような状態がいつ頃まで時代を降つて続くのか、これも編集子には確定できていないのですが、同「日次之記」宝永元年（一七〇四）二月七日条に「午剋過、龍谷御廟参、御供横田右近、御輿脇西川源右衛門（略）」とあるように、「龍谷山」の「山」が表記されず、たんに「龍谷」と記する表記が登場して以降は、「龍谷山」と「龍谷」の表記が混在するようになります。各役所の諸種の日記のなかでも徐々に「龍谷山」の表記が少なくなっていくようです。しかし、「龍谷山」の記載が、完全になくなるわけではありません。一例だけ示しておきます。別系統の日記の「長御殿御日次帳」天保元年（一八三〇）正月十二日条には、同じ記事のな

か「龍谷」と「龍谷山」の記載があり、「御所様、龍谷へ御成（中略）於龍谷山、例年之通輪番より湯豆腐献上之」とみえます。さらに、「大谷」という表記がなく、なつたかという、これもなくなりません。別系統の日記の留役所「諸日記」元治元年（一八六四）正月十二日条には、「新々御所様、大谷江初御成」とみえています。また主に大谷本廟を「龍谷」と表記する日記においても、大谷本廟の輪番に関しては圧倒的に「大谷輪番」と記されることが多く、稀に「龍谷山輪番」とも記され、という印象を編集子は持っています。しかし、「龍谷」を肩書きとして左に「輪番」と記されている例はまたここがあり、いずれの日記でも一行で「龍谷輪番」と記される例を編集子は目にした記憶がありません。話を戻しましょう。編集子が確認できている範囲の元禄七年（一六九四）の例も提示しておきたいと思えます。同「日次之記」元禄七年三月二十八日条によれば、寂如宗主は、大谷本廟が花盛りなので下間大進を通して大原の安住院を花見に誘います（余談ですが、秋には安住院に誘われて寂如宗主が大原の紅葉狩りに御成するという付き合いでした）。下間大進が安住院へ宛てた書状には「大谷花盛ニ付」（桜でしょうか）と記されるのですが、安住院からの返書には「龍谷山花盛ニ付」とあります。つまり、大谷本廟に関しては「龍谷山」が山号だと、教団外でも認識されていたということ。そのような前提のもとに、寂如宗主が「龍谷山」の額字を親筆して、

大谷本廟の御堂に額にして掲げたということでしょう。寂如宗主の染筆の背後には、西光寺祐俊の回答が遠く訝していたのかもしれませんが。

では、元禄十五年九月二十六日の「龍谷山」の額の記事を書いた堂達衆の慶証寺玄智自身は、山号についてどのように考えていたのでしょうか。玄智の「考信録（卷之二）」（『真宗史料集成』第九卷「教団の制度化」、同朋舎、一九七六年）に次のような記述があります。

寺ニ山号・寺号・院号ノ三ヲ称スルコト支竺ニハコレナシト見ユ、山寺ナトハ別ニ山号ヲ称スルモ妨ケナシ、王城聚落ノ寺ニ何ソ山号ト云コトアラシ本山等ハ浴襲ノ称ニシテ一例ナラス、名実ニ不相応ニ非スヤ、和俗ノ錯ナリ、山号ハ尚恕スヘシ、寺号・院号ヲ並ヘ用ルコト甚タ謂ナシ

玄智の基本的な立場は、西光寺祐俊と同様に本山の本願寺には山号の必要性を認めていません。しかし、最後に「山号ハ尚恕スヘシ」と書いている点をどのように理解するかが少し問題だと考えています。

玄智は「考信録（卷之六）」の最後の最後に、安永元年（一七七二）二月に五条通新町の「信士」五人が大谷本廟の仏殿・祖廟の常香料白銀壹貫を寄進したことに對して、月番下間宰相法印が書状の最後に「龍谷山阿弥陀堂并御廟」と記していることや、安永元年四月に長御

殿が大谷諸墓での読経（大谷納骨・年忌や新塚等願）を禁止し、読経は「御堂ニテ相勤候様可被相心得候」と達している宛名が「龍谷山輪番中」とあることに、まったく何の疑問を示していません。これらを踏まえると、「考信録（卷之二）」の「山号ハ尚恕スヘシ」という表現を、次のように理解してもいいのではと考えています。京都にある本願寺に山号などあるはずもなく、山号は不相応で、日本における間違った風習であるが、「しかし、まあ、あえて取り立てて咎めることでもあるまい」というような方向で理解できるのではないかと思えます。つまり、慶証寺玄智も西光寺祐俊と同様に、本願寺の山号は不要であるが、大谷本廟で山号を「龍谷山」と称することについては、さほど問題視していないということだと思います。

次は、末寺における山号についてです。近世の後期まで時代が降っても、本願寺教団内では末寺の山号に対する疑問の視線はなくなりません。三点ほど関係の史料を把握しているのですが、もつとも直截に幕末期の本願寺教団における末寺の山号の扱い方が判る史料を紹介しましょう。年月日の記載がないのですが、安政二年（一八五五）と推定される「諸事取調言上帳」（二十番帳）に次のような記述があります。記主は帳の表紙の左下部に署名している寺侍の藤馬膳（林藤馬）です。

一 山号之儀、公本御定法之内ニ

山号之儀ハ公儀御領主へ書出候寺院も御座候得

共、本山へ願等之節書出候儀ニ而ハ無御御座候故、本山ニ而ハ取扱候儀ハ無御座候  
右之通相見へ申候、猶又山号之分

越中

雲龍山

勝興寺殿

江州

布施山

福田寺殿

江戸

麻布山

善福寺殿

越前

石田山

西光寺(一ノ)

信州

白鳥山

康楽寺(二ノ)

右之分ハ従来由緒書等ニも相見、且福田寺殿等ハ御額字御染筆ニ而被下置候儀ニ御座候得共、公本御定法之振合を以、左之通被仰遣候而ハ如何御座候哉之伺

山号之儀ハ古来由緒等有之、公儀領主へ書出候寺院も有之候得共、於御本山ハ都而御取用無之、其国方ニ而古来より称来候儀ハ、其処限之事ニ付、不苦(朱筆)「故障筋も無之ゆへ御取調等も無之、其尽ニ被成置候事ニ候」候得共、新規山号相称候儀ハ不相成、猶又本堂并門杯江山号之額相懸候儀、是又不相成事ニ候間、其旨乍心得可然返答可在之事



「諸事取調言上帳」と称される帳面は、複数の寺侍たちによって作成されてきました。長御殿などで、単純には寺務処理できない事例で、前例・先例として過去の処理事例を調査する必要が発生したときに、上級の役所の指示に基づいて、表題のごとく「諸事」を「取調」べ、寺務処理案も考えて「言上」(報告)した帳面です。提示した史料の場合も、何か山号について調査が必要な案件が発生しており、その調査報告だということですから。後半の一文字落としての部分が、寺務処理案です。

安政二年六月「諸事取調言上簿」(四番帳、寺侍の博村井主計博の担当分)には、九州の中津藩の城下にあった明蓮寺の事例が記載されています。明蓮寺では、隠居した領主より下された自筆の山号の額字を本堂檐側に掲げていました。それに対してこの年の八月に中津藩から築地御坊を通して本山に、本願寺の寺法では差し支えないかどうか照会がなされています。「諸事取調言上簿」の記事の最後に、築地御坊から領主方への返事内容が記されるのですが、その内容は史料を提示した林藤馬の寺務処理案とほとんど同じです。村井主計と林藤馬は、両者で同じ案件の調査を実施していたと思われます。では、調査の内容の要点を取り出してみましよう。以下の二点のようになるでしょうか。

①山号のことは公儀に提出してある「公本御定法」にあるように、本山に願い出て許可を得るとい

性格のものではない。本山では「取扱」をしていない(なお、「公本御定法」とは、「本願寺通記」(千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』同朋舎、一九七八年の翻刻・所収)という名称で知られています)。

②しかし、越中の勝興寺が雲龍山と名乗っているのと同様に、他の四か寺にも山号があり、近江の福田寺などは宗主の親筆の山号である(ちなみに、同「日次之記」によれば、天明四年(一七八四)二月十九日に法如宗主の染筆の額字が福田寺にくだされました)。

これに対して、寺務処理案の要点は、以下のようになるでしょうか。

③山号は、各末寺の由緒もあり、公儀や領主に届けられている場合がある。  
 ④本山では「取扱」はしていないが、「国方」で差し障りがないのであれば、「其処限」のこととして、そのままの状態で放任しておく。  
 ⑤ただし、新規に山号を称えること、本堂や門などに額にして掲げることは禁止する。

このような処理方針が基本でした。寺侍の勝重(秋田修理)が担当した安政五年(一八五

八) 正月「諸事取調言上簿」(二番帳)では、天台宗より本願寺派に改宗帰参した美濃国大野郡中徳林寺の山号問題が筆録されています。徳林寺は、本山の本願寺に書類を提出するに際して、「古田山徳林寺」と天台宗時代の山号も一緒に署名していたのですが、本願寺は山号を除いた署名で書類を再提出させています。古田山という山号を否定しているのではなく、あくまで山号は「其処限」であって、本山では「取扱」わないということです。秋田修理の「諸事取調言上簿」でも、「公本御定法」が根拠として言及され、中津城下明蓮寺の事例が前例として参照されています。

指摘しておかなくてもいいかと思つたのですが、やはり確認しておきます。幕末期の末寺の山号の問題を扱つた林藤馬・村井主計・秋田修理の三人は、いずれも本山の山号についてまったく触れていません。本山に山号があったのなら、末寺の山号の問題に触れるときに言及していたはずでしょう。

では、大谷本廟の「龍谷山」という山号についてはどうなのでしょう。なぜ三人が言及していないのか不思議に感じます。大谷本廟の御堂には「龍谷山」の額が掲げられていることを、三人が知らなかったとは考えにくいです。三人をはじめとするこの時期の本願寺のなかで寺務担当する役人たちは、大谷本廟の御堂の「龍谷山」の額については知っていても、日常的には大谷本廟を、「山」を省略して「龍谷」や、「大谷」と表記するよ

うになっており、「龍谷山」が山号という意識がかなり薄まっていたということなのでしょう。本山に山号がないのに、本山の一部でもある大谷本廟に山号があることについて、公儀に対する何か配慮のようなものを意識して言及しなかったのでしょうか。編集子は答を持っていません。

ところで、『真宗新辞典』(法藏館、一九八三年)は、「りゅうこくーざん 龍谷山」を立項して、「本願寺派本願寺の山号、西大谷の本廟の称」とするのですが、編集子の「腑」に単純には落ちてくれません。辞典という字数制限が厳しい記述であるにしても、問題をふくんだ記述だと思えます。少なくとも本稿で、ここまで提示してきた史料と時代の範囲では、本願寺に山号は公式には存在していませんでした。もつとも、寂如宗主期から近代初期の本願寺のなかに、「龍谷山」を大谷本廟ではなく本山の山号にしたいという願望が底流のように存在していたことは否定できないようです。その底流のなかでもつとも山号を求めていたのは、寂如宗主以降の各宗主たちではなかったかという印象を持っています。たとえば、消息の宗主の署名に注目してみると、寂如宗主は「寺務龍谷沙門寂如」「寺務龍谷寂如」、寂如宗主を継いだ住如宗主は「寺務龍谷沙門住如」などの署名が少なくありあません。そしてその次の法如宗主も「龍谷寺務法如」と署名することが少なくないのですが、明和四年(一七六七)八月下旬の日付で九州坊主中・門徒中に宛てた四

日市御坊再興の勸募の消息（原本は大分県四日市別院所蔵。『真宗史料集成』第六巻「各派門主消息」、同朋舎、一九八三年）では「龍谷山法如（花押）」と署名します。しかし、法如宗主が「龍谷山」の署名をこれ以降、常に使用したということではありません。編集子は消息の「龍谷山」の署名を、この一点しか把握していません。文如宗主以降の宗主は、「龍谷第何々世積何々」という形式の署名をすることが多いという印象です。

近代に入ると、明治五年（一八七二）に調査がおこなわれ、初代の京都府知事長谷信篤に提出された「真宗本願寺派本末寺院明細帳」（四冊之内第一）の一番最初に本山の本願寺が記載されます。そこには「龍谷山本願寺」と山号が記載されています。二番目に記載される大谷本願寺は「本山本願寺掛所大谷」と記載されるだけで山号は付されていません。さらに三番目に記載されている興正寺には山号が記載され、「円頓山興正寺」とあります。しかし、編集子の知る範囲では、明治十三年の寺法や明治十九年の宗制寺法以来、平成十九年までの宗門法規類には、本山の山号として「龍谷山」は規定されていないと思います。『真宗新辞典』が、「龍谷山」を「西大谷の本願の称」とするのも疑問です。大谷本願の御堂に掲げられた「龍谷山」の額は、山号の額ではなく、称号の額だということになるのですが、この点も編集子は単純には納得できません。

編集子は、同じような疑問を『佛教大辞彙』（龍谷大

学編、富山房、一九二二年）の記述にも感じます。『佛教大辞彙』は第六巻で、「リウコク ザン 龍谷山」の項目を立て、最初に「大谷本願の山号」と記しつつも、最後には本稿で先に提示した慶証寺玄智「大谷本願寺通紀」の元禄十五年（一七〇二）九月二十六日に寂如宗主筆の龍谷山の額が大谷本願に掲げられた記述を提示したあとに、「爾来これを本願・本山の山号となし、大谷会を龍谷会と称するに至れり」記します。最初の記述と、「爾来」以下の記述がどのように繋がるのか、編集子にはいまひとつよく飲み込めません。

なお、『佛教大辞彙』は、「大谷会」「龍谷会」と記しますが、これは『佛教大辞彙』が編纂された頃の一般的な呼称で、編集子が確認できた範囲の印象に過ぎませんが、元禄十五年九月二十六日以前は「大谷御法会」「大谷御法事」と「龍谷山御法会」の混用で、以後は「龍谷山御法会」です。ただし同年月日で截然と呼称が変化するかどうかは確認を取り切れていません。

以上のことに関連して、編集子には答のない疑問をかかえています。読者のご教示に与ればと思います。

疑問とは「龍谷山」という山号を、当時はどうのように訓んでいたのかということ。編集子の講義を受講している社会人の科目等履修生に、近世の真宗の説教本などで総ルビの本を探索してはどうかというヒントをもらっているのですが、果たしていません。「龍谷」がもた一字で「おおたに」と訓み、それを「龍」と「谷」に

分けたということであれば、「龍谷」と書いても「おおたに」と訓んでいた可能性も感じますが、どうなのでしょうか。

近世後期の目次記には、大谷本廟について「大谷」と「龍谷」という表記が混在していると前記しました。「大谷」の訓みは「おおたに」以外には考えようがありません。では「龍谷」の訓みはどうなのでしょうか。「龍谷山」という山号の省略形として「龍谷」という表記が始まったとしても、「大谷」と同様に地名表記化していたのなら、同じ場所の表記であるわけですから、これも「おおたに」と訓んだ可能性も感じます。

慶証寺玄智は「大谷本願寺通紀」のなかで「龍谷山額」を解説するときに、「或云、大谷寺拒我門称大谷、故創龍谷名」と記しています。慶証寺玄智は、漢字の字面上の問題として「大谷」の表記が「拒」まれ、「龍谷」という表記が作り出されたという意味で、この文章を書いたのかどうか、編集子は判断に苦しんでいます。「称」という漢字の意味を重視するなら、「大谷」も「称」であり、「龍谷」も「称」であるので、「龍谷」が「りゅうこく」という音で訓まれていた可能性も感じます。

さらにまったく手がかりを得ていないのが、「山」の訓みです。『真宗新辞典』は濁音で読みを示していますが、清音で訓んでいた可能性はないのでしょうか。比叡山・東叡山は濁音、しかし、高野山・身延山は清音。では「龍谷山」は、なぜ、濁音なのでしょうか。編集子が

単純に、清音・濁音の音韻規則に無知なだけなのでしょう。この点も、ご教示をお待ちします。

【西光寺祐俊が目にした古系図について】編集子は前項で、西光寺祐俊が目にした古系図は現状では発見できておらず、西光寺祐俊の時代からどれくらい時代を遡るかは判らないと書きました。しかし、二〇一五年十月二十六日に偶然に本願寺史料研究所の史料庫で、それらしき系図に遭遇することができました。前項を訂正するより、独立した項目を立てたいと思います。親鸞聖人の出自や系譜の研究に古くから利用されてきた系図について、編集子はまったくの素人に過ぎませんので、今回にすることのできた系図について云々する能力はないのですが、素人なりに書けることもあると思います、ここで若干の紹介をしておきたいと考えました。

この系図は、折本（四十五折。折りたたんだ状態で縦三十四・五センチ、横十九・五センチ）で、紺紙の表紙が付されていますが、題簽などは存在しません。そして内題に「和朝龍谷山大谷本願寺之系図」とあります。かりにこの内題のある面を表とすると、三十六折を使って本願寺の系図が記され、裏側には十二折を使って常楽寺の系図が記されています。本願寺の系図は寂如宗主までが同筆で、それ以降は筆跡が変わっています。寂如宗主に関する注記は非常に簡略です。系図に記された人物に対する注記などは「日野一流系図」とほとんど同一ですが、「日野一流系図」が親鸞聖人以来の宗主を諱で記す

のに対し、この系図は法名で記されています。記載の状況から判断すると寂如宗主の頃に作成されたのではないかと考えられます。

先に「法流故実条々秘録(二)」における本願寺の山号の記事に、西光寺祐俊自身が付した付箋も提示して、教団内には古来より山号について「種々沙汰」が存在し、寂如宗主自身も本願寺に山号がないことについて疑問を感じていたのであろうと記しました。もちろん、西光寺祐俊が目にした古系図が今回の系図である保証はありません。しかし、今回遭遇した系図は、「種々沙汰」の存在という状況と符号するのではないかと感じています。

西光寺祐俊がこの系図を目にしたとするなら、なぜ内題の通り「和朝龍谷山大谷本願寺之系図」と記さなかったのかという点や、時期的には西光寺祐俊と同時代の制作と思われる系図を、西光寺祐俊はなぜ古系図と記したのかなどの点に疑問が湧いてきます。かりにこの系図が西光寺祐俊が目にした古系図であったとしても、近世前期の教団における故実家としての西光寺祐俊は、内題の「和朝龍谷山大谷本願寺之系図」という記述を重視していないことは動かないでしょう。

この系図を作成した人物は、自分の記した内題をどのような音で訓んでいたのでしょうか。「りゅうこく山おたに」「おおたに山おおたに」なのでしょうか、「山」は清音・濁音のどちらののでしょうか、これも気になるのですが、編集子には手がかりがありません。

和朝龍谷山大谷本願寺之系図

天兒屋根尊 天押雲命 天多祢俊命 宇佐清良命

佛食清良命 伊賀清良命 剋逆臣命 神間勝命

久富賀命 國摩奈摩 巨汰山命 跨耳命

大小橋命 阿麻乳峯郡 真人大連 鏡大丈

黒田大連 常磐大連 可多能松登 佛食子孫

《補記》二〇一五年十二月初旬、大原実代子氏より非常に貴重な教示がもたらされました。昭和三十年(一九五五)十月十五日付『本願寺新報』(二一八一号)に「古式ゆかしく龍谷会 秋の花えらび伝供」という記事があるのですが、そのリード文に「(前略)この法要は、仏殿に今も掲げられてある「龍谷山」(寂如宗主筆)の称号からきているが、これは籙の字を「おおたに」と訓むことから、これを二字に分けて龍谷とされたので、世の人は多くこれを「おおたにえ」とよんでいる。が龍谷会といひならされてきたのは、明治以後ちかごろのこと(後略)」とあります。少し文章が、混乱しているようです。「龍谷会」といいならされて」とある箇所は文脈上、「りゅうこくえ」と読むと理解できます。「りゅうこくえ」といいならわされるようになったのは「明治以後」の「ちかごろ」のことで、「世の人」は「龍谷会」を、その字の由来から、「おおたにえ」とよんでいる人も多くいるという意味に理解すればいいのでしょうか。

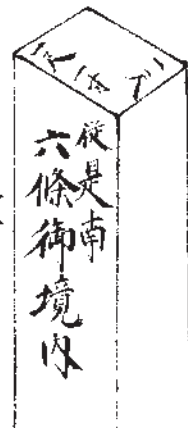
「龍谷山」を山号ではなく、「称号」とする点については、本山や本廟には山号が存在しない。山号が存在しない本廟の仏殿に掲げられているのは「龍谷山」という称号額であるという論理の筋道でしょう。

以上が、編集子が本山と末寺の山号について現状で把握している諸史料のすべてです。大谷本廟を本願寺の一部と考えれば、近世でも実質的には龍谷山が本願寺の山号としていいのかもしれない。しかし、それではなんとも「腑」に落ちきらないところで書いたのがこの項目です。近世の本願寺教団における山号について考えるにあたって、何か参考になる点があれば、これに過ぎる喜びはありませんが、くれぐれも編集子の右往左往した整理に惑わされないようご注意ください。

【六条寺内町の境目石】 本山門前の寺内町には、新旧取り混ぜた歴史的景観が、多くはありませんが現在も残っています。しかし、寺内町の人びとからも、本願寺からも忘れ去られているかのような石碑と、ほとんど朽ちかけた高札風の説明板（文字はほとんど判読できません）ので、説明板を設置し、石碑を顕彰した主体も不明です）があります。説明板が朽ちかけているような現状では、忘れられても仕方がないのかもしれませんが（事態は逆で、忘れられた存在だからその現状でしょう。ただしインターネット空間では忘れられていません）。

その石碑が建立されたのは、天保十年（一八三九）七月二十九日です。留役所「諸日記」の同年月日条に「一

堀川筋北御境目建石、今日相建候旨、別紙絵図通之石二候旨、左内方届出ル」とあります。留役所「諸日記」には、石碑の図も記載されています（左に掲載）。

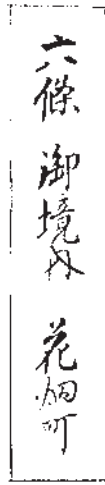


石碑に彫られた「六条御境内」という表現には注意が必要かと思えます。これは現代的な語

感でいうところの土塀に囲まれた寺院の境内ではなく、本項の項目題に掲げたように六条寺内町を意味しています。現在の石碑の場所は、平安時代の名水として知られ、昭和四十四年に石碑が建立された「左女牛井之跡」の石碑（堀川五条下ル西側）の少し南、本願寺聞法会館のほんの少し北で、堀川通西面の歩道の西側にある植え込みの中です。ほとんど判読できなくなっている説明板ですが、「堀川」「改修（か）」「工事」などの文字がなんとか読めますので、近現代における堀川通や付随する歩道の整備、堀川そのものの改修工事によって多少は位置が動いている可能性があります。しかし、東西の通りに当てはめると、六条通のラインの延長線になりますので、東西南方の西方向への移動は考えられると思うのですが、留役所「諸日記」に記される「堀川筋北御境目」からそれほど大きくは動かされていないだろうと考えています。

説明板には、最後に昭和五十九年七月十七日の年紀があります。石碑の埋もれている状況は、「境内」の「内」の字の下部が地面の中ですので、下三分の一くらいが土中のようです。

「六条御境内」の境目を示す標識は、この他にも設置されていたようです。しかし、石碑ではなく板の標識でした。留役所「諸日記」安政五年（一八五八）十月二十六日条に「御境内花畑町御境目標木書被下案」とあり、町役所書役南条専右衛門が揮毫した「御境目標木書」案の模写図も記載されています（左に掲載）。「御境目標木」



の文言は「六条 御境内 花畑町」でした。同年十一月十

三日条にはこの境目の標木について、南条専右衛門と他の者にも案を認めさせたが、南条の案が一番良いので、南条に「行書」体で揮毫する旨を申しつけたという記事があります。位置は花畑町ですから、本願寺の西南の境界で、七条大宮の西側です。

さらに留役所「諸日記」元治元年（一八六四）四月九日条には、「御境内大宮上半町御境目棒杭御在来之処朽倒レ、新調出来候」とあります。これも石碑ではありません。位置は、本山の北西側の境界になります（花屋町通の一本北の丹波街道町と大宮一丁目の角あたり。東西の通りのラインでは六条通のラインに相当します）。こ

の「御境目棒杭」には「御称号」が認められたとありますので、これも「六条御境内」とでも認められたのでしょう。「御境内花畑町御境目標木」がこれ以前にも据え付けられていたのかどうかは不明ですが、「大宮上半町御境目棒杭」はこれ以前から掲げられていたことは確実です。この二つの境目の標識は、材質からして現在には伝わっていません。

となると、「堀川筋北御境目」はなぜ、この場所に、この時期に、石という恒久性を持つ素材で建てられたのかという素朴な疑問が、編集子には浮上してきます。幕末維新期の社会的混乱のなかで、守るべき「御境内」という境界意識が高揚していたのではないかとということ、本願寺の東側の六条寺内町の方が表であるので石碑を、本願寺の西北・南西側は裏であるので石ではなく木製でいいであろうという意識が働いたのではないかとといううな一般論は思いつくのですが、編集子の勝手な思いつきに過ぎません。

ともあれ「堀川筋北御境目」の石碑は、石という素材だったからこそ現在まで存続し、かつては歴史的な遺物として保護されていたわけですから、このまま土に埋もれた状態で放置するには惜しいという気がします。「左女牛井之跡」の木製説明板が井筒雅風氏によって設置されたのは昭和五十九年七月十七日ですので、境目の石碑の説明板と同時に設置されたこととなります。しかし境目の石碑の説明板には井筒氏の名は、読める範囲では見

えません。「左女牛井之跡」の説明板が設置以来、井筒氏によって二度も再建されているのに比較して、境目の石碑が忘れられているようで、なんとも寂しい気持ちになります。なんとか寺内町の歴史を伝える遺跡の一部として、あらたに整備できないものでしょうか。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

#### 【編集後記】

長かったという実感はありません。二十五年ほどかかって五十一号。その内、合併号が一回、編集を別のメンバーに任せたことが一回、本号が編集子としては、四十九回目の編集です。五十回を節目としたいところですが、千葉乗隆先生から頂戴した「三号雑誌では終わらないように」というハードルは越えていますので、一回欠けているのはご愛敬でしょう。今後、編集子はサポートに廻って、新たな編集体制による刷新された紙面を楽しみたいと思います。

小林准士氏には、千葉先生が次なる「本願寺史」に期待された点について、今回の「増補改訂」の第二巻がどれほど実現できているかという視点で、厳しい採点を頂戴することになりました。これが本願寺史料研究所の現状の実力ですので、小林氏の書評を励みに今後の研究を積み上げるしかありません。

ただ、千葉先生の下で、旧版の販売を控えるという判断を下す検討を余儀なくされた編集子としては、少しだけ言い訳したくなります。

実は千葉先生ご自身が、出版の実現可能性という点で旧版の「増補改訂」がいいのか、視野の狭い本山史を超えた「教団史」を求めて、全面的な書き換えがいいのか、最後まで迷っておられました。千葉先生の御遺志を引き継いだ研究所としては、限られたマンパワーや力量のなかで出版の実現可能性を考えると、第二巻については今回のような「増補改訂」に軟着陸するより仕方なかったという側面もあります。

千葉先生の期待は、もう一つありました。それは、研究所が保管している本願寺の史料群に研究利用の道を付けることでした。編集子は大学院以来、研究所で生の史料に触れさせていただいて、そのように理解しています。編集子個人としては、千葉先生の期待に応えられてきた自信はまったくありませんが、ともかくにも研究所の生の史料を利用することや紹介することにエネルギーの大半を費やしてきました。結果は、「史料の海に溺れている」状況ですが、それがしんどくもあり楽しくもありで、現在は習性となつていきます。その点で、史料の海に沈んだ「蝸壺」を住みかにすることを意図的に選択した編集子にとつて、小林氏の書評はありがたくも耳に痛いものでした。ですが、小林氏の貴重な指摘を踏まえた、あらたな本願寺史・真宗教団史研究は編集子の次の世代の研究者に期待して、編集子はやはり「溺れる楽しみに味をしめて」、今後も史料の海に入りたいと思っています。

なにはともあれ、これまで編集子の強引な執筆依頼に応じて、気持ちよく原稿料なしで執筆していただいた教団内外の研究者の皆様に、感謝申し上げます。ありがとうございました。

(歩弥紡)